

米国のAI政策と知財実務の動向

—加速する AI イノベーションと知財政策の進展—

Current trends in U.S. AI policy and IP practices

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
シリコンバレー事務所 上席主幹（次長）



宮岡 真衣

2007年4月特許庁入庁。バイオ・食品・医薬分野の審査・審判に従事しながら、国際指導教官として途上国審査官への実務指導にも尽力。国際政策課では、WIPO（世界知的所有権機関）での条約交渉や女性活躍推進の取組に従事。2025年6月より現職。

✉ mai.miyaoka@nedosv.org

1 はじめに

この記事執筆している2026年6月現在、筆者が駐在している米国では、AIの技術開発と社会実装が急速に進み、ダイナミックな変革の時期を迎えている。

2022年11月のChatGPTの公開を契機として、シリコンバレーのテック企業を中心に、AI基盤モデルの開発が加速している。基盤モデルの性能は、社会インフラに甚大な影響を与え得るレベルまで向上し、各国政府は最先端の技術動向を注視しながら、適切なAI規制の在り方を検討している。センサーやアクチュエーターを介して、AIモデルが現実世界に働きかける、いわゆる「フィジカルAI」の領域においても開発が進み、自動運転やヒューマノイド・ロボットなどの社会実装が進むとともに、製造・輸送・物流・医療など、各産業分野から家庭内に至るまで、新しいビジネスモデルやサービスが生まれている。数カ月の単位で最先端の意味するところが変わり、政府・経済・社会全体が、急速に進むAI技術への対応を模索している。

このような中、知財実務においてもAIの導入と改革が進むことは時代の必然である。本稿では、世界に先駆けてAIの技術開発および導入が進展する米国に焦点を当て、知財の実務と政策をめぐる最新動向を紹介するとともに、今後の展望を洞察するための情報を提供したい。なお、本寄稿のうち、意見・見解に関する部分は、筆者の個人的な見解であって、筆者が所属する組織の見解を代表するものではないことを予め申し述べておく。

2 第2次トランプ政権下で進むAI政策 ～米国優位性の確保と連邦政府機関で進むAI実装～

米国の知財分野におけるAI関連施策を理解するためには、現政権の方針を把握することが肝要である。本項では、まず、米国の知財政策を理解する前提として、大統領主導の下で進むAI推進施策について紹介する。

2.1 前政権からの方針転換(大統領令14179号)^[1]

トランプ大統領は、就任直後の2025年1月23日、AI開発に対する不要な障壁を撤廃し、米国リーダーシップを確立する方針を大統領令第14179号として発出した。同大統領令では、適切なガバナンス強化を重視した前政権の方針を正式に撤回し、各連邦政府機関に対し関連するAI施策の見直しを指示している。

2.2 米国AI行動計画（AMERICA'S AI ACTION PLAN）の公表(2025年7月)^[2]

大統領令第14179号では、180日以内に、世界的なAI優位性を確保するための行動計画を作成すべきことが指示されており、これにしたがって、2025年7月に「AI行動計画」が発表された。この行動計画は、①AIイノベーションの加速、②米国AIインフラの構築、③国際的なAI外交と安全保障の主導の3つを柱とし、約100項目に及ぶ政策的対応を推奨している。

特に、①AIイノベーションの加速においては、各産業分野におけるAI導入を進め、新たな産業ルネサンスを実現することが掲げられるとともに、省庁間の枠組みを越えた調達を進め、連邦政府機関へのAI導入を加速

する方針が示されている。実際に、連邦政府の共通調達庁（GSA）は、OneGov 戦略として、主要 AI ベンダー企業から極めて経済的な価格で AI インフラや基盤モデルを調達する契約を締結しており^[3]、連邦政府が米国の主要 AI 企業と密接に連携しながら、AI 導入を加速する姿勢が伺える。

特許及び商標の登録付与と知財政策を担う USPTO も、本行動計画に沿って AI の導入を加速し、業務の効率化を図ることが求められる。そして、AI を導入するにあたっては、米国の主要 AI 企業が提供する先端的なツールに合理的な価格でアクセスできる環境が整えられている。このような新政権の政策動向を俯瞰すると、昨今、USPTO が AI 技術の導入を積極的に進めている背景が理解しやすい。

2.3 国家プロジェクト『ジェネシス・ミッション』始動と日米協力～世界初の国際的パートナーシップ～^[4]

AI を推進する現政権の主要政策として、米国エネルギー省主導で進められているジェネシス・ミッションについても触れておきたい。このプロジェクトは、AI 技術の開発や活用を加速し、世界最強の科学発見プラットフォームを構築することを目指す米国の国家プロジェクトであり、10 年以内に米国の科学・工学分野の生産性と影響力を倍増させることを目指すものである。AI 技術を中核として、国家的な科学技術課題の解決に向けて、産官学の人材とリソースを結集させることを掲げるこのプロジェクトは、現政権が AI を軸に米国の競争力と優位性の確保を図ろうとしていることを如実に表している。

なお、2026 年 6 月 4 日、日本政府は、DOE と 10 億ドル規模の戦略的パートナーシップを発表し、ジェネシス・ミッションにおける初の国際パートナーとなった^[5]。この戦略的パートナーシップを通じた日米連携により、今後、多くのイノベーションが生み出されることが期待される。

3 USPTO における AI ツールの開発と導入

このように、米国政府は、AI 分野における世界的な優位性の確保を政策の中核に据え、その実現に向けた取組を加速させている。こうした動きに呼応して、

USPTO においても、AI 関連発明に関する指針の公表をはじめ、AI に関連する施策全般の見直しと検討が進められている。また、AI ツールの導入や組織体制の整備を通じて、業務の効率化を図る取組も積極的に進められている（図 1）。

本項では、2026 年 6 月時点で公表されている USPTO の主な AI 関連施策について、項目ごとに整理して紹介する。もっとも、USPTO における AI 関連の取組はこの記事を執筆している今も刻々と進み、その情報は随時更新されている。最新の情報については、USPTO の公式ウェブサイトやニュースレター等を参照されることをお勧めしたい。

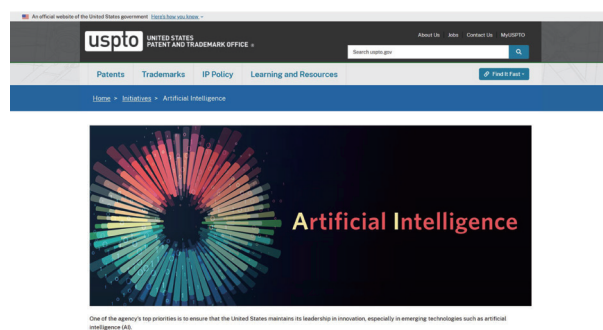


図 1 USPTO AI 関連の取組を掲載したウェブページ^[6]

3.1 特許分野における AI ツールの開発と活用

USPTO では、2020 年前後から、内部向け AI ツールの開発を進め、共通特許分類（CPC）の自動付与や、類似性検索による審査効率化の取組を進めている。

近年は、新しい AI 技術を安全に試用できる環境としてバーチャル AI ラボを整備し、特定の職員が、最先端の生成 AI モデルにアクセスしながら開発に取り組める環境を提供している^[7]。また、外部のベンダー企業に対して情報提供依頼（RFI）を実施し、USPTO の業務を効率化・高度化するための AI ツールについて広く情報を収集している。

AI ツールの開発と導入を進めるにあたっては、データや情報の安全性が保証されたシステムの構築とガバナンス体制が重要である。このため、USPTO では、AI ガバナンス評議会、AI ポリシー評議会、上級管理職による AI ワーキンググループ等を設置し、組織全体で AI のリスクやガバナンスを管理しながら、AI ツールの開発と試行が進められている^[8]。同時に、機械学習（ML）や AI に関する職員のスキルアップのための取組も進め

られており、特許審査官の能力向上のため、カーネギーメロン大学と提携し、AI/ML 分野の専門カリキュラムを提供している^[7]。

本項では、USPTO における特許分野の AI ツールの開発と活用について、2026 年 6 月時点で公表されている内容に基づき、概説する。

3.1.1 CPC の自動付与^{[9][10][11]}

USPTO では、2020 年頃から、CPC の分類付与プロセスを自動化するツールの開発を進めている^[10]。CPC AI ツールでは、自然言語処理および機械学習アルゴリズムを用いて特許出願を分類し、CPC を自動的に割り当てる。この分類に基づいて審査部門が割り振られるとともに、審査官は検索キーとして分類を活用する。この CPC AI ツールによる自動分類システムは、精度の観点で改善の余地があるようだが^[11]、今後、審査官を巻き込んだ形で分類制度の向上が進められるものと推測される。

3.1.2 類似性検索^{[9][10][11]}

USPTO は、審査官の先行技術文献調査を支援する内部向け AI ツールとして、2021 年 10 月に『More Like This Document』、2022 年 9 月に『Similarity Search』を導入した（図 2）。これらはいずれも、既存の統合型 IT プラットフォーム PE2E（Patents End-to-End）に組み込まれる形で導入されている。『More Like This Document』では、特定の特許文献をアンカーとして、AI アルゴリズムにより、アンカー文書に類似した文献のリストが出力され、『Similarity Search (SimSearch)』では、学習済みの AI モデルを用いて、入力情報と類似する国内外の特許文献のリストが出力される。SimSearch では、審査官が出願書類内の特定のテキストを選択することもできる。

USPTO は、特許審査官に対して、出願審査時に類似性検索の実施を義務付けている^[7]。これらのツールは、特に外国特許文献の検索に有効であると報告されており、増加する外国文献に対処する手段となっていると思料する。

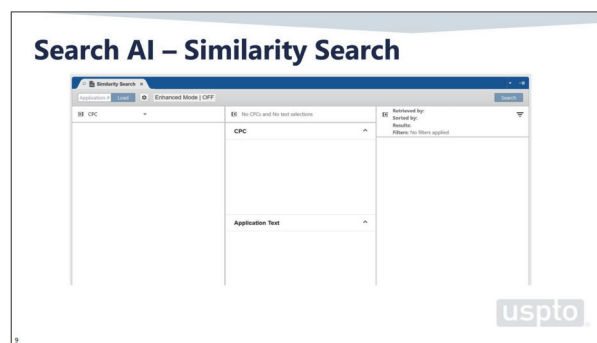


図 2 USPTO 類似性検索 AI ツールのイメージ (USPTO ウェブサイトより引用)^[9]

3.1.3 生成 AI プラットフォーム

～ SCOUT (Searching, Consolidating, Outlining, and Understanding Tool)^{[8][9][12]} ～

USPTO は、データの安全性が確保された環境下にて、マルチクラウド対応の生成 AI プラットフォームを導入し、生成 AI ツールの開発と検証を実施している。

SCOUT には、米国特許法第 112 条 (b)（明確性要件）の審査支援機能をはじめ、米国特許審査便覧（MPEP）の検索機能やソフトウェアコードの分析機能が実装されている^[9]。複数の AI ベンダーが提供する大規模言語モデル（LLM）にアクセスできる環境が整備され、利用目的に応じて最適なモデルを選択することが可能になっている^[8]。

2026 年 4 月の時点で、USPTO の全組織を対象に、2,200 名超の職員と契約業者によるベータテストが行われている^[12]。今後も、データの安全性を確保しながら、SCOUT LLM の機能及び対象の拡張が進められると推察される。

3.2 自動先行技術調査の試行プログラム (Artificial Intelligence Search Automated Pilot : ASAP!)^[13]

USPTO の内部に向けた AI ツールの開発に加え、外部ユーザー向けにも試行プログラムが展開されている。具体的には、USPTO は、2025 年 10 月、AI ツールによる自動先行技術調査の結果を出願人に事前通知する試行プログラム（Artificial Intelligence Search Automated Pilot (ASAP!)）の試行実施を公表した^[13]。このプログラムは、公開特許データを用いて学習した USPTO 内部の AI 検索ツールを利用して、対象出願に類似する先行技術文献を自動的に検索し、最大 10 件まで出願人に事前通知するというものである。実体

審査に入る前に潜在的な先行技術文献を提示することによって、出願人に権利化に向けた検討の機会を提供し、審査を効率化することを企図したプログラムである。2026年6月1日までに、同プログラムに対して合計169件の申請を受け付け、76件を受理し、現在は募集を終了している（図3）。当初、審査部門（TC）ごとに200件、合計1,600件の申請を受け付ける予定であったことからみると、想定より申請は少なかったものと見受けられるが、今後、出願人・審査官の双方の観点での評価が進むものと考えられる。

本試行プログラムは、審査官による精査を経る前に、AIによる先行技術調査の結果を出願人に送付する点で特徴的なプログラムであると筆者は考えている。今後USPTOが公表する試行結果の評価や運用成果に注目したい。

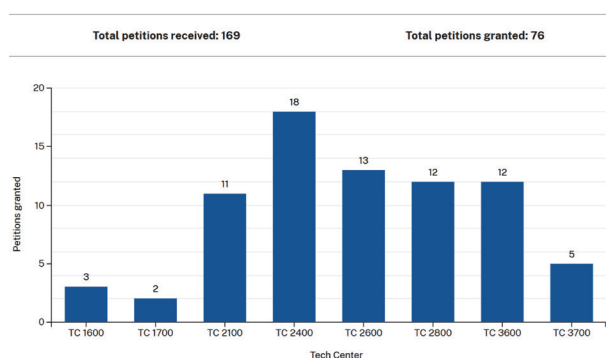


図3 AIツールによる自動先行技術調査の試行プログラム（ASAP!）の申請件数と受理件数^[13]

3.3 自動化ツールに関する RFI （情報提供依頼）^[14]

上述のとおり、ホワイトハウスが発表したAI行動計画には、連邦政府職員がフロンティア言語モデルにアクセスできる環境を整備し、業務を効率化すべきとの方針が示されている。このような政府全体の方針に沿って、2025年6月、USPTOは、外部企業に対するRFIを公表した。具体的には、以下のユースケースに適用可能な機械学習モデルやAIモデルについて、情報提供が呼びかけられた。

＜情報提供が求められているユースケース＞

①包括的な先行技術文献調査レポートの作成

- ・機械学習やAIを活用し、明細書の開示内容を考慮した上で、請求項に係る発明に対し、包括的な先行技術

調査を実施

- ・請求項に係る発明と先行技術との対比分析
- ・新規性（米国特許法第102条）や非自明性（同法第103条）に関連する先行技術文献との対応関係の整理

②将来的な機能強化

- ・方式不備に関するオフィスアクションのドラフト作成
- ・審査官からの入力情報に基づき、オフィスアクションの作成を支援するための分析結果やテンプレートを作成（審査官からの入力情報の例には、米国特許法第112条（記載要件等）、同法第101条（特許適格性等）、同法第102条（新規性）、同法第103条（非自明性）などが含まれる。）

2026年6月現在、USPTOはRFIに対する回答のレビューを完了し、一部のベンダー企業に対して連絡を開始していると公表されている。本RFIから、USPTOが、審査官による判断を中心に置きながら、外部ベンダーのツールを活用して、方式審査から実体審査に至るまで、あらゆるプロセスを効率化しようとする姿勢が伺える。

3.4 意匠特許分野におけるAI活用

2025年7月、USPTOは、意匠特許審査官向けのAI画像検索ツールとして『Design Vision』をリリースしたことを発表した。Design Visionは、5庁（米国、日本、欧州、韓国、中国）やWIPOをはじめ、世界80か国以上の意匠や商標を含む画像データベースから類似画像を一括検索可能なツールであって、以下の機能を備えている^[15]。

- ・類似度順に画像をソートして表示
- ・最大7つの画像を検索クエリとして指定
- ・視覚的特徴の重み付けを審査官が調整
- ・検索クエリ画像の特定の特徵にフォーカスした検索
- ・テキストや分類コードによるフィルタリング

USPTOの特許審査便覧（MPEP）には、審査官が検歴履歴を記録に残すことが定められている。出願人は、検索履歴を閲覧することによって、審査官がどのようなクエリや検索条件を用いたかを確認することができ、拒絶理由への対応を検討するのに有益な情報となり得ると考えられる。

3.5 商標分野におけるAI活用

USPTOの商標部門は、内部業務の効率化、ユーザー

向け画像検索ツール、不正な商標出願の検出等、各方面において AI 活用を進め、業務の効率化と行政サービス向上に取り組んでいる。年間 80 万件を超える商標出願を受理する^[7]USPTO にとって、商標部門の業務を AI 活用により効率化するニーズは高い。本項では、現時点で公表されている USPTO 商標部門での AI 活用の動きを紹介する。

3.5.1 新規 AI ツールによる業務効率改善

USPTO は、2026 年 3 月 19 日、商標出願の審査前処理の一部を自動化する AI エージェントツールとして Class ACT (Trademark Classification Agentic Codification Tool)^[16] を発表^[16]。Class ACT は、分類が付与される前の商標出願に対して、国際分類を自動付与する他、検索性を高めるための図形検索コード (design search codes) や擬似標章 (pseudo mark)^[17] を付与する。スクワイヤーズ長官は、Class ACT を活用することでこれまで 5 カ月を要していた事前処理作業を 5 分に短縮できると説明し、本ツールの効果を高く評価している。

3.5.2 外部ユーザーに向けた新規 AI ツール

(1) 「標章の説明 (mark description)」や「色彩の主張 (color claim)」の作成を支援する AI ツールの提供^[18]

2026 年 4 月、USPTO の商標センターは、Class ACT の外部ユーザー向け機能として、商標出願対象のロゴやデザインを分析し、「標章の説明」や「色彩の主張」を自動生成して、出願人に提案する機能を追加した。この機能により、USPTO が求める書式の案文を提供することができ、出願人の負担を軽減する効果が見込まれ、審査を効率化できることが期待されている。一方で、AI が提供するものは案文であって、最終的な確認と判断は出願人が行うべきであるとされている点は留意が必要である。

(2) AI を活用した画像検索機能 (ベータ版)^[19]

2026 年 4 月、USPTO は、既存の商標検索システムに、ベータ版の新規機能として、AI を活用した画像検索機能を追加した (図 4)。ユーザーは、検討中の商標画像をアップロードすることによって、迅速に類似標章を検索することができる。本ツールを活用することにより、商標出願前に類似商標の有無を確認でき、出願前に登録の可能性が高い商標を精査できるとともに、知らずに他社の商標を侵害してしまうリスクを低減する効果も期待されている。

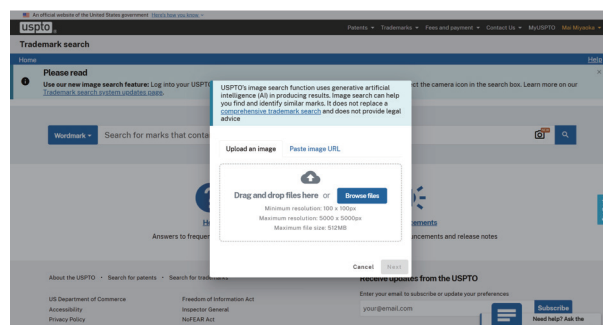


図 4 USPTO が提供する AI 活用画像検索機能ベータ版 (USPTO ウェブサイトより引用)^[19]

3.5.3 さらに AI 活用に向けた情報提供依頼 (RFI) (2026 年 4 月)^[20]

USPTO は、AI を活用して、商標出願や商標登録における不正行為を特定することが可能かどうかを検証するため、2026 年 4 月に RFI を公表した。この RFI では、商標分野における不正行為や不適切行為への対策として、以下の 3 つの課題に焦点を当てて、情報提供を求めている。

(1) 不正行為の特定、抑止、および排除

商標登録保護局 (RPO) は、内部管理ツールを用いて、不正が疑われる出願や登録を検出して排除し、健全な商標登録簿の維持に努めている。年間 80 万件を超える大量の商標出願を受け付ける USPTO にとって、これらの検出を効率化すべきことは喫緊の課題であるといえる。RFI では、USPTO.gov アカウントを監視し、不正な出願に関与している可能性を判定したり、高リスクと判定される出願を特定して、行政審査や制裁措置の対象に振り分けるための自動化ソリューションについて情報を求めている。

(2) 監督されない AI (unsupervised AI) の検出

出願人や代理人は、USPTO に提出する全ての書類について、その内容が真実であり、合理的な調査に基づき、不当な目的ではないことを表明して署名する必要がある (37 CFR 11.18)、これに違反する行為は制裁の対象となり得る。

AI ツールの利用の観点からみれば、出願書類の内容が、出願人や代理人によって監督され、内容の真実性が担保されている限り、AI ツールの利用自体が問題視されるわけではない。一方、AI ツールによる出力が、出願人や代理人による精査されることなく出願されているとすれば、同規則への違反を問われ得ることになる。

USPTO は、本 RFI において、出願書類に記載された判例や引用、公知の事実、商標の使用を裏付ける証拠などが「監督されない AI (Unsupervised AI)」によって生成されたものでないかを自動的に予測する技術に関し、情報提供を求めている。特に、使用主義の下、USPTO における商標登録においては、実際の商取引における商標の使用の事実が重視される。今回の RFI では、そのような使用の証拠を含めて、AI による偽証を AI で検出する可能性を追求することで、商標出願の適正化を図ろうとする意図が伺える。

(3) なりすましの発見

USPTO 職員を装い、商標出願人や商標権者に対して不当な請求を行う詐欺行為を防止するため、連絡を受けたユーザー自身が当該連絡の信頼性や真正性を確認できる AI ツールに関する情報提供を求めるものである。

4 AI 関連発明の保護に関する最近の動向

知財政策の観点からは、AI 関連技術の特許制度の下でいかに保護すべきかという論点も極めて重要である。特に、米国では、2014 年の連邦最高裁判所判決（いわゆる、Alice 判決）以降、抽象的なアイデアを汎用コンピュータ上で一般的に実施するだけでは特許適格性がないとして、米国特許法第 101 条により拒絶される傾向が強まり、審査や訴訟における予見可能性が課題となっている。

現政権下での USPTO は、スクワイヤーズ長官を筆頭に、AI 関連発明の特許適格性の問題に高い関心を払っている。同長官は、革新的な技術に対して USPTO の扉が広く開かれるべきであるとの見解を述べたり、就任初日に特許適格性が問題になることが多い暗号分野などの特許に署名するなど、就任直後からその姿勢を示している^[21]。この項では、特許適格性の問題をはじめ、AI に関連する特許制度上の政策的論点について直近の動きを紹介する。

4.1 特許適格性（米国特許法 101 条）に関する動き

4.1.1 特許適格性の評価に関する審査官向け覚書（Memorandum）の発出（2025 年 8 月）^[22]

USPTO は、2025 年 8 月、特許審査官向けに、米

国特許法第 101 条に基づいて請求項の特許適格性を評価する際に留意すべき事項についての覚書を発出した。これは、特許適格性を理由とする拒絶の割合が特定の審査部門で増加傾向にあったことを受け、改めて、MPEP に詳述される特許適格性の運用を確認したものである。本覚書で、請求項の特許適格性について、「特許適格性を有しない可能性の方が高い（more likely than not）」と判断される場合に限り拒絶すべきであることを審査官に改めて周知し、特許適格性の有無について確信が持てないことのみを理由として拒絶することがないように注意喚起が行われている。

4.1.2 上訴審査パネル（ARP^[23]）による決定

～*Ex parte Desjardins* (2024-00567) ～
(2025 年 9 月)^[24]

スクワイヤーズ長官は、就任直後の 2025 年 9 月、特許審判部（PTAB）において特許適格性が否定された特許出願について ARP を招集し、当該判断を覆して特許適格性を認める決定を下した（*Ex parte Desjardins* (2024-00567)）。

この特許出願は、機械学習モデルが、新しいタスクを学習する際に、過去のタスクに関する知識を喪失する可能性があることを課題とし、モデルのパラメータを調整することで課題に対する技術的改善を実現したものである。

ARP の決定では、この発明が、過去のタスクに関する知識を維持しながら、新しいタスクを効果的に連続して学習できるという AI の技術的進歩を反映しているとして特許適格性を有すると判断した。一方で、米国特許法第 103 条（非自明性）に関する PTAB の審決は支持し、特許を適切な範囲に限定するために、同法第 102 条、第 103 条、第 112 条が適切な手段であるとの指針も示された。

ARP による本決定は、同年 11 月に先例に指定され、同年 12 月には、MPEP が改訂されて、本内容が反映された。

4.1.3 特許適格性に関する審査実務及び運用を明確化する覚書（2025 年 12 月、2026 年 4 月改訂）^{[25][26]}

出願人は、請求項に対する拒絶や異議に反駁するために、特許規則第 1.132 条（37 CFR 1.132）に基づく宣誓供述書又は宣言書を提出することができる。USPTO は、2025 年 12 月、特許適格性に関する宣言書（Subject Matter Eligibility Declarations: SMED）の意義や取扱いを明確化するために、審査官向けと出願

人・実務家向けにそれぞれ覚書を発出し^[25]、2026年4月末には、同覚書を補足・拡充する改訂を発表した^[26]。これらの覚書は、既存の審査運用を変更するものではなく、出願人や実務家に対して、SMEDを活用して特許適格性の判断に関連する事実や証拠を効果的に提出する方法を示すとともに、審査官に対して、SMEDにより提出された主張および証拠を、適切に参酌する必要があることを改めて示したものである。

4.1.4 特許適格性の判断に関する連邦議会の動き ～(Patent Eligibility Restoration Act: PERA) の上程～^[27]

USPTOでは、上述のとおり、特許適格性の判断について、透明性と予見性を高めようとする動きを加速させている。一方で、裁判所の判断は、USPTOの運用に拘束されるわけではなく、この問題に対する根本的な解決を図るべく、連邦議会において、法改正の議論も続いている。

Patent Eligibility Restoration Act (PERA) と呼ばれるこの法案は、AI やソフトウェア関連発明、診断等に関する発明に対する米国特許法第 101 条の過剰な適用に対して、法改正による解決を図ろうとするものである。本法案は、米国特許法第 101 条を全面的に書き換えて、「有用なプロセス、機械、製造物、物質の組成」等は、法律上明示された例外に該当しない限り、原則として特許適格とすることを規定する内容となっている。

PERA は、過去にも連邦議会に提出されているものの成立までは至らず、2025 年 5 月に連邦上院に再上程されている。2026 年 6 月現在、法案成立の見通しは立っておらず、法案成立の可否は不透明な状況である。

4.2 AI 支援発明の発明者適格に関する議論

前項では、AI 関連発明を特許制度によりいかに保護するかという論点について、米国の動向を紹介した。一方、AI 技術はすでに社会の至るところで活用されている。その結果、発明創出のプロセスにおいて AI を使用した発明を特許制度の下でどのように保護するべきかという、いわゆる発明者適格の論点も各国で議論の対象となっている。

米国特許法第 100 条 (f) は「発明者」という用語は、発明の主題を発明又は発見した個人 (the individual) 又は、共同発明の場合は、集合的にそれらの個人 (the

individuals) を意味する。」と規定しており、米国特許法上、発明者は個人 (individual)、すなわち自然人に限られる。AI が発明者適格を有しないという判断に関しては、各国で足並みがそろっているように見受けられ、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) においても、AI を発明者とした特許出願の拒絶を支持する判決がなされている (いわゆる、ダバス事件判決)。

USPTO では、AI 支援発明の発明者適格について、2025 年 11 月に、以下の改訂ガイダンスを公表している。

● AI による支援を受けた発明の発明者適格に関する 改訂ガイダンス公表 (2025 年 11 月)^[28]

USPTO は、2025 年 11 月、AI による支援を受けた発明に係る発明者適格の考え方について改訂ガイダンスを公表した。このガイダンスは、2024 年 2 月に公表されていた先のガイダンスに置き換わるものであって、発明の過程で AI システムが使用されたかどうかにかかわらず、発明者適格を判断するための法的基準は共通であることを確認し、発明を「着想」したか否かを発明者適格の評価において重視するという点を改めて強調している。

改訂ガイダンスでは、ダバス事件で判示されたように、特許出願の発明者や共同発明者に、AI システムや非自然人が記載された場合には拒絶されるとの指針が明記されている。その上で、生成 AI を含む AI システムは、実験用具、コンピュータソフトウェア、研究用データベースなどと同様に、自然人である発明者が発明を着想することを支援するためのツールにすぎないと整理している。

USPTO は、このガイダンス改訂を、2.1 項で紹介した大統領令第 14179 号を実施するものとしている。本発明を着想した自然人が発明者であるという既存の法的基準の中で、AI をツールとして整理することで、発明者適格に関する判断基準を統一しようとするものといえる。

5 民間におけるユーザー向け AI ツール開発の動き

本稿を締めくくるにあたって、民間における AI ツールの開発と活用の動向についても簡単に触れておきたい。

昨今、知財関連のカンファレンスに行くと、知財保有企業や実務家に加え、知財実務に特化したプラットフォームやサービスを提供するベンダー企業の製品がずらりと並んでいる。実際に、米国の知財関連業務に従事

する実務者の間でも、各組織におけるガイドラインやポリシーの下、調査・情報収集、文書の要約、翻訳作業などの業務において、すでにAIは広く活用されている^[29]。一方で、クライアントの未公開情報を多く扱う知財業務においては、AIを導入するにあたってガバナンス体制を強化し、情報管理を徹底する必要がある、AIによるハルシネーションの可能性についても細心の注意が払われている。今後も知財業務においてAI活用が益々進むであろうことは間違いなく、法律や技術の知識に加え、AIを安全かつ効率的に使いこなすスキルが今後一層重視されていくものと思料する。

6 最後に

本稿では、現政権に移行後の米国連邦政府およびUSPTOの近年の動きを中心に、AIの飛躍的發展に伴う、米国の知財実務と政策の動向を概説した。

AIによる大量の情報処理が可能になり、各産業分野での社会実装が進む中、知財情報の価値は益々高くなっているといえるだろう。情報の安全性とガバナンス体制を強化しながら、知財情報が有効に活用されることで、イノベーションがより一層加速するものと考えられる。一方で、AIの活用にあたっては、情報管理の徹底が求められるとともに、その真実性について人間の確認と判断が必須であることは、常に留意すべき点である。本稿が、米国でのAI関連の知財動向への理解を深める一助となれば幸いである。

参考文献 (2026年6月アクセス)

- [1] Executive Order 14179, "REMOVING BARRIERS TO AMERICAN LEADERSHIP IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE", THE WHITE HOUSE, 2025.1.23
- [2] "AMERICA'S AI ACTION PLAN", THE WHITE HOUSE, 2025.7
- [3] "Buy AI", General Services Administration
- [4] "LAUNCHING THE GENESIS MISSION", THE WHITE HOUSE, 2025.11.24; "Energy Department Launches 'Genesis Mission' to Transform American Science and Innovation Through the AI Computing Revolution", U.S. Department of Energy, 2025.11.24
- [5] "United States and Japan Announce Historic \$1 Billion Partnership Under President Trump's Genesis Mission", U.S. Department of Energy, 2026.6.4
- [6] "Artificial Intelligence", USPTO website
- [7] "FY 2025 Agency Financial Report", USPTO
- [8] USPTO Hour, "Artificial intelligence updates", USPTO, 2026.4.29
- [9] USPTO Hour: Artificial intelligence", USPTO, 2025.6.17
- [10] OIG-25-018-A, "USPTO Should Improve Governance to Promote Effective Oversight of Its Artificial Intelligence Tools", Office of Inspector General, Department of Commerce, 2025.4.22
- [11] GAO-25-107218, "Intellectual Property, Patent Office Should Strengthen Its Efforts to Address Persistent Examination and Quality Challenges", United States Government Accountability Office (GAO), 2025.4
- [12] "United States Patent and Trademark Office Fiscal Year 2027 Congressional Submission", USPTO, 2026.4
- [13] "Automated Search Pilot Program", Federal Register, 2025.10.8; "Artificial Intelligence Search Automated Pilot Program - CLOSED", USPTO
- [14] Notice ID USPTOAIIRFI, "Automated solutions (including artificial intelligence) for USPTO", SAM.GOV.
- [15] "USPTO launches new design patent examination AI tool", "Design Vision: A New Artificial Intelligence - Powered Image Search Tool", USPTO, 2025.7.16
- [16] "Trademark classification goes agentic with USPTO's announcement of 'Class ACT' assistant", USPTO, 2026.3.19
- [17] USPTOは、特定の検索語に類似する商標を検索

しやすくするため、商標中の文字表現とよく似た綴りや発音が同等とみなされる語句を「疑似標章 (pseudo mark)」として追加登録している。例えば、商標に「4U」が含まれる場合、「for you」という語句が疑似標章の欄に追加される。

[18] “Trademark Center updated with new AI assistance” , USPTO, 2026.4.27

[19] Trademark Search, USPTO website

[20] Notice ID 135-0034 “Fraud Identification, Unsupervised AI, and Preventing Impersonations” , sam.gov, 2026.4.8

[21] “Remarks by Director Squires at the 2025 AIPLA Annual Meeting” , USPTO, 2025.10.31; “USPTO Director John A. Squires issues first patents of tenure” , USPTO, 2025.9.24

[22] “Reminders on evaluating subject matter eligibility of claims under 35 U.S.C. 101” , USPTO, 2025.8.4; USPTO Hour “Updates on Subject Matter Eligibility Under 35 U.S.C. 101” , USPTO, 2025.11.5

[23] Appeal Review Panel (ARP) : 査定系審判等の審決に対し、長官が自発的 (*sua sponte*) に招集できるパネル。

[24] “Appeal 2024-000567, DECISION ON REQUEST FOR REHEARING” , USPTO, 2025.9.26; “Advance notice of change to the MPEP in light of *Ex Parte Desjardins*” , USPTO, 2025.12.5

[25] “Subject Matter Eligibility Declarations” , USPTO, 2025.12.4; “Best Practices for Submission of Rule 132 Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs)” , USPTO, 2025.12.4

[26] “Best Practices for Submission of Rule 132 Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs)” (superseding the December 4, 2025 Director’ s “Best Practices” Memo), USPTO, 2026.4.30

[27] “S.1546 - Patent Eligibility Restoration Act of 2025” , Congress.gov, 2025.5.1

[28] Docket No. PTO-P-2025-0014, “Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions” , Federal Register, 2025.11.28

[29] 『米国における AI の利用状況に関する調査報告書』, JETRO ニューヨーク事務所 , 2026.3

